

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

国の制度見直しに伴い次のとおり変更されます。

### ○保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)	5割
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)	2割

【平成30年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ ( <b>27万5千円</b> ×世帯の被保険者数)	5割
33万円+ ( <b>50万円</b> ×世帯の被保険者数)	2割

### ○保険料所得割軽減の割合

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割

【平成30年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<b>軽減なし</b>

### ○この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合

【平成29年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<b>5割軽減</b>

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります

### ○保険料の賦課限度額

平成29年度	57万円
--------	------

平成30年度	<b>62万円</b>
--------	-------------

### ■保険料の計算方法（平成30年度）

○保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します

均等割 【1人当たりの額】 <b>50,205円</b>	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)× <b>10.59%</b>	=	1年間の保険料 【限度額 <b>62万円</b> 】 (100円未満切り捨て)	※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。 <b>平成30年度の保険料額は7月に個別にお知らせします。</b>
------------------------------------	---	---	---	---	---

### ○高額療養費の自己負担限度額（住民税課税世帯の区分のみ平成30年8月から見直し）

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		平成30年7月まで	平成30年8月から
現役 並み 所得者	課税所得 690万円以上	外来 〔個人単位〕	57,600円
		外来+入院 〔世帯単位〕	※2 (44,400円) ※3
	課税所得 380万円以上	外来 〔個人単位〕	57,600円
		外来+入院 〔世帯単位〕	※2 (44,400円) ※3
※3割 負担 の方	課税所得 145万円以上	外来 〔個人単位〕	57,600円
		外来+入院 〔世帯単位〕	※2 (44,400円) ※3
一般	外来〔個人単位〕	14,000円 ※4	
	外来+入院〔世帯単位〕	57,600円 (44,400円) ※3	57,600円 (44,400円) ※3

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 (医療費総額-267,000円)×0.01+80,100円です。

※3 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円です。

### ○食事療養標準負担額（療養病床以外の入院時食事代。住民税課税世帯の区分のみ平成30年4月から見直し）

区 分	平成30年3月まで	平成30年4月から
現役並み所得（自己負担割合が3割の方）・一般	1食につき360円	<b>1食につき460円</b>
指定難病の医療受給者証をお持ちの方	1食につき260円	1食につき260円

### ○生活療養標準負担額（療養病床の入院時居住費。平成30年4月から見直し）

区 分	平成30年3月まで	平成30年4月から
以下のいずれにも該当しない方（医療の必要性の低い方）	1日につき370円	1日につき370円
医療の必要性の高い方（指定難病患者を除く）	1日につき200円	<b>1日につき370円</b>
指定難病患者	1日につき0円	1日につき0円
高齢福祉年金受給者	1日につき0円	1日につき0円

●詳細 医療助成係または北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601